

### Ⅲ 淡路県民局の施策（県民局独自事業）

#### 1 農業参入企業誘致モデル「北淡路先端ファーム」の形成

淡路島北部の未利用農地約 100ha を対象に、企業等の新たな農業ビジネス参入を促進し、先端的な農業地帯の形成を推進する。このため、参入企業の公募やオーダーメイドの基盤整備などを5期に分けて進めている。現在、24 事業者が67ha でイチゴの施設栽培など収益性の高い農業を展開。

本年度から新たな取組として、参入事業者間の情報交換等の連携のための場を提供し、企業間連携を促進する。



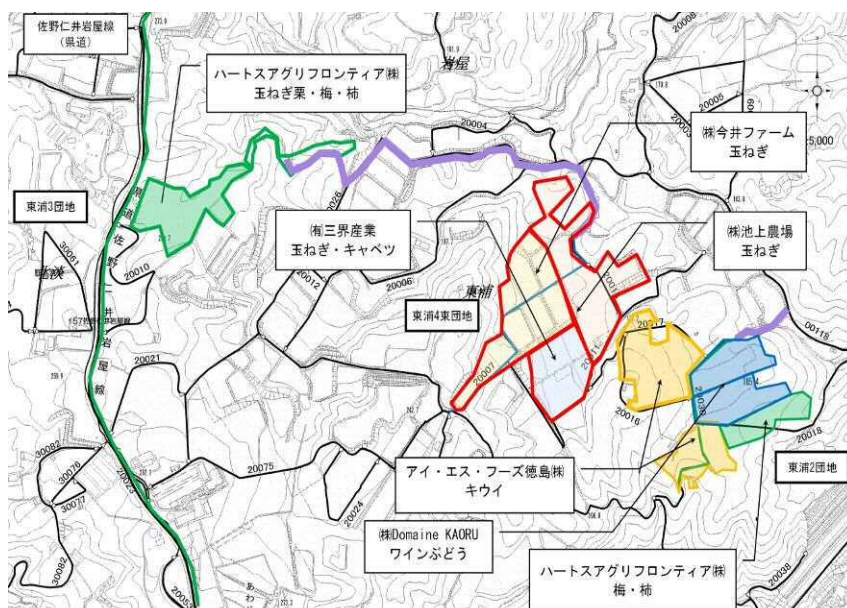
農業参入フェアへの出展 (R1. 11)



参入企業公募の現地説明会開催 (R3. 9)



#### 第3期（R3：東浦2, 3, 4東団地）公募による事業者決定



参入事業者の営農配置計画



参入事業者内定通知式



参入後のワインぶどう園（イメージ）

#### 2 淡路島ため池交流保全活動の支援強化

農家数の減少や高齢化により、ため池の適正管理が困難となり、「かいぼり」（池干し、泥抜き）が行われず、泥土堆積により貯水量減や取水施設埋没等の問題が起こっている。一方、水産業では海の栄養塩不足によりノリの色落ち等の被害が発生している。

このため、①ため池の適正な維持管理の促進と②海への栄養分供給によるノリ養殖等への寄与の両面から、農業者と漁業者等が連携した「かいぼり」を進めており、淡路全島への展開を図っている。また令和2年度からはため池堆積土の農地還元を進める団体にも枠を広げて支援。（R3：島内6団体7カ所のかいぼりを支援）

また島内の小学生を対象に「ため池教室」を開催し、淡路島のため池の役割・魅力を次世代の子供達や非農家にも伝え、ため池への理解や多様な主体の参画を促進するなど、全島あげてのため池保全を推進する。



西ノ池（南あわじ市）での取組(R3. 12)  
農業者の他にも漁協が参加



淡路市立大町小学校での  
ため池教室(R3. 10)

### 3 農業用ダム・ため池・水田を活用した総合治水対策の推進

台風襲来前や非かんがい期にため池の水を放流し、水位を下げることで雨水を一時的に貯留し、ため池下流への急激な増水を抑えて洪水被害を軽減するプロジェクトを平成27年度から開始。この実施にあたり、①ため池整備に併せ治水活用が容易にできるようにため池栓の設置等の構造改築、②ため池管理講習会の開催及びため池管理者への防災メールによる情報発信など、ハード・ソフト面から推進している。

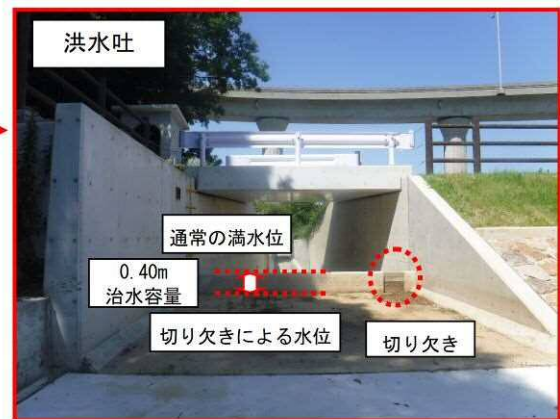
また、③農業用ダムの治水活用や④田んぼダムにも取り組んでいる。

#### (1) ため池の構造改築（ハード対策）

ため池管理者が治水対策に取り組みやすいように、ため池改修に併せ「ため池栓」や「洪水吐切り欠き」等の事前放流施設を設置している。

また、令和3年度末までに98箇所の管理者・市と治水活用の協定を結び、約86万 $m^3$ の治水容量<sup>\*</sup>確保している。

<sup>\*</sup>治水容量：利水容量の一部を放流等により治水活用する容量



#### 放流用の排水口「ため池栓」、洪水吐の切り欠き の設置

写真：御手洗池（淡路市岩屋）満水位下1.0mの位置に設置しており、約5.6千 $m^3$ （25mプール16杯相当分）の貯留効果を創出

- (2) **ため池管理者講習会の開催及び淡路ため池管理者防災ネットの運用**（ソフト対策）  
 ため池管理者への広報配布や講習会開催により、台風前や秋季に事前放流する意義や効果を説明する。また、「ひょうご防災ネット」を活用した一斉メール送信により、降雨予測情報や水位低下要請などの緊急情報を管理者に直接発信し注意喚起を図るとともに、ため池管理者に役立つ情報提供も行なう。

(3) **農業用ダムの治水活用**

令和2年度から農業用ダムの治水活用に取り組み、これまで島内10基のダムのうち6基のダムにおいて治水活用の協定を締結し、約40万m<sup>3</sup>の治水容量を確保している。本年度は、大谷ダム（淡路市）に事前放流施設を整備し、治水協定を結ぶ予定。また、上田池（南あわじ市）では協定によらず協力を得ることとしている。

**治水活用に取り組む島内の農業用ダム**

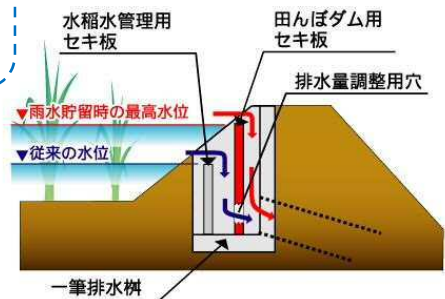
名称	管理者	所在地	水系	有効貯水量	確保方法	治水容量	取組期間
鮎屋川ダム	兵庫県	洲本市	洲本川	1,604 千m <sup>3</sup>	事前放流	100 千m <sup>3</sup>	6～10月
大日川ダム		南あわじ市	三原川	2,032 千m <sup>3</sup>		35 千m <sup>3</sup>	
本庄川ダム			本庄川	1,610 千m <sup>3</sup>	21 千m <sup>3</sup>	10月	
河内ダム	淡路市	淡路市	楠本川	250 千m <sup>3</sup>	時期ごとの貯水位運用	35 千m <sup>3</sup>	9～11月
常盤ダム	北淡路土		野島川	669 千m <sup>3</sup>		125 千m <sup>3</sup>	9～10月
谷山ダム	地改良区		楠本川	412 千m <sup>3</sup>		83 千m <sup>3</sup>	
計						399 千m <sup>3</sup>	

**ため池と農業用ダムで確保した治水容量 126 万m<sup>3</sup>の効果**

- 治水ダム造成の代替として、**約 69 億円相当の効果額**  
 ※120 億円×126 万m<sup>3</sup>/218 万m<sup>3</sup>
- 下流への**洪水量を平均 3 割程度低減** ※降雨・地理条件による

(4) **田んぼダム**

平成27～29年度の3年間で約500haの農地に「田んぼダム」が可能となる堰板を配布した。現在は南あわじ市のほ場整備において一時貯留が可能なる排水柵を標準設置し、島内で最大約850haでの取組が可能となっている。



田んぼダム イメージ図

**4 「淡路島ため池保全サポートセンター」による管理支援**

ため池のかいぼりや治水活用を進めることと併せ、管理者による簡易補修など日常管理対策が急務となっている。

このため、平成28年度に全国に先駆けて県と市が連携してサポートセンターを設置し、管理者による適正な保安全管理活動を支援している。



管理者への草刈り研修会の実施

(1) **設置場所** 淡路市役所内

(2) **活動内容**

- ①管理者からのため池管理に関する相談対応
- ②管理状況のパトロール
- ③適正管理や補修等の助言・現場技術指導
- ④緊急補修資材の提供 等



ため池堤体の補修指導

## 5 防災重点農業用ため池の周知

令和2年10月施行の「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（措置期間：令和12年度末）に基づき、決壊した場合に人家等に影響が及ぶため池を「防災重点農業用ため池」に選定した（管内約1万箇所のうち1408箇所）。

今後は、この防災重点農業用ため池を地域住民へ周知するとともに、ため池の異常に気づいた住民が市や管理者に通報できるよう「ため池名」と「管理者」を記した看板を設置する。



## 6 農地海岸の保全対策

淡路島には、後背地の農地を保全するために指定した海岸保全区域が4地区5箇所ある。この農地海岸は、農林水産省が所管し、海岸法に基づき県知事（洲本土地改良事務所）が管理している。

### （1）吹上海岸（南あわじ市阿万吹上町・阿万塩屋町、L=1,312m）

吹上海岸は、高潮、高波等によりたびたび防潮堤前面に大量の砂が堆積し、波返し機能が低下して、危険な状況となる。

現在も一部に砂が堆積していることから、海浜植物等に配慮の上、重機を用いて砂を海側へ押戻し、波返し機能を回復させて越波を防止する。



正常時の防潮堤



砂で前面が埋まった防潮堤

### （2）古津路海岸（南あわじ市松帆古津路、L=393m） ※国事業を活用

R3.12から年始にかけて、強風・波浪により海岸の砂浜が崖状に侵食された。

本年度、侵食原因調査に着手し、来年度以降、調査結果に応じて人工リーフの設置や養砂などの対策を進める。



波浪により侵食された古津路海岸

### （3）松帆崎海岸（淡路市岩屋字松帆崎、L=193m） ※国事業を活用

開発等により背後農地がなくなったことを受け、国庫補助事業を活用して現行基準に基づいた対策工事を実施した上で、土木事務所への所管替を行う。